

陳情第3号 美浜区磯辺1丁目の生活道路における交差点安全対策の早期実施を求める陳情

1 陳情の趣旨

- (1) 磯辺53号線が同54号線および同57号線と交差する計2箇所の交差点の路面に「止まれ」表示のペイントを実施し、必要であれば「止まれ」標識ポールもセッ
トで設置する。このことを警察に強く申し入れること
- (2) この実施可否について、現地調査結果や適用した基準等、判断の根拠を文書で住
民に対して示すこと、またその判断に際しては「やらない理由探し」をするので
なく、「実行するためにはどうすれば良いか」を積極的に考慮すること、この二点
を併せて強く警察に申し入れること。
- (3) 磯辺57号線から同20号線に進入する交差点は小学生の通学路であるにも関わら
ず、かなり見通しが悪いことから、カーブミラーの新設を実施すること。

2 現状

「1陳情の趣旨(3)」について、
当該箇所は、歩道、停止線、横断歩道が設置されている。

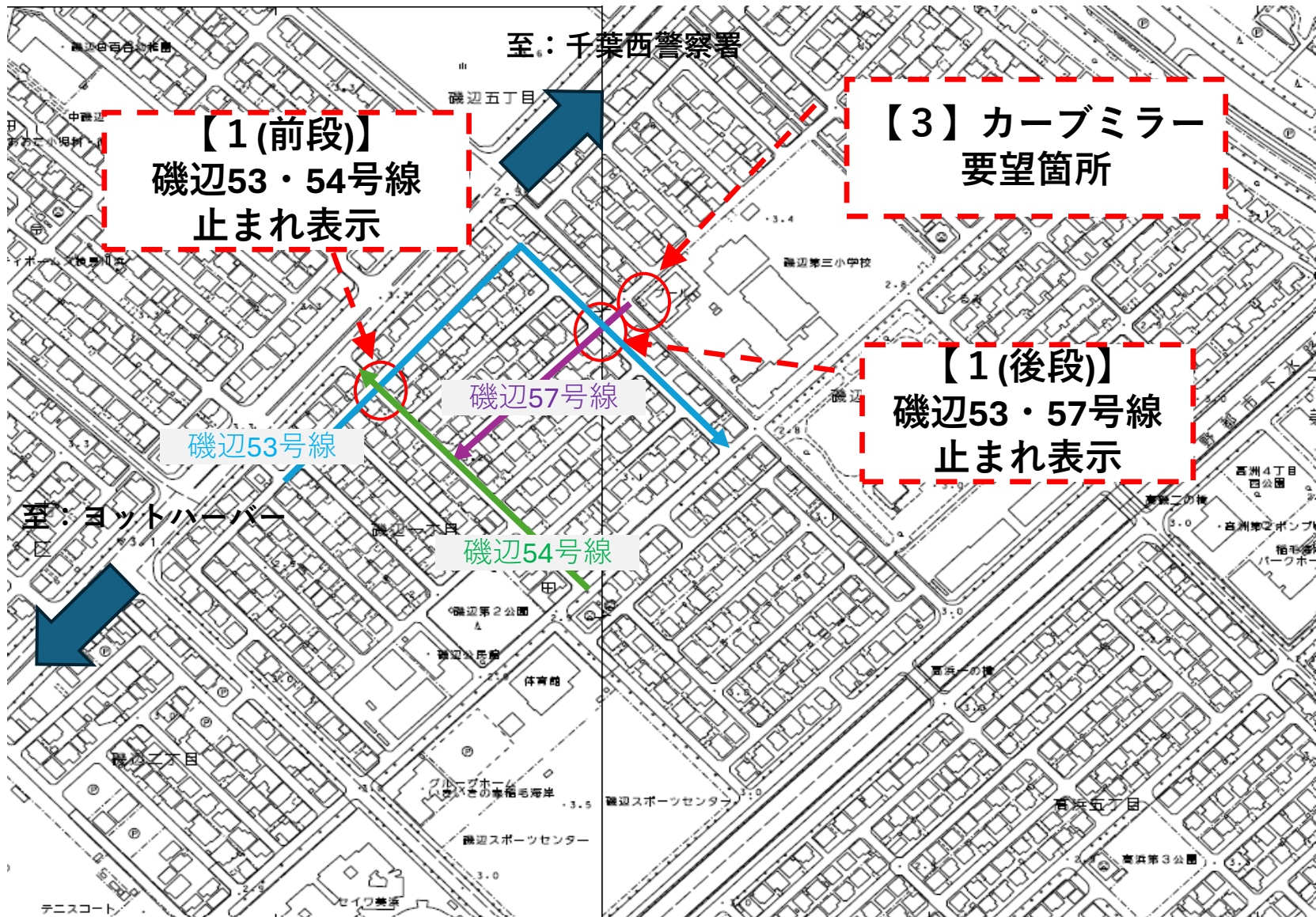
3 本市の考え方

- (1) 「1陳情の趣旨(1)(2)」については、当該区域を管轄する千葉西警察署の所
管業務であることからその旨を陳情者に伝える。
- (2) 「1陳情の趣旨(3)」について、
カーブミラーは「千葉市道路反射鏡設置基準」に基づき設置している。
設置基準では、歩道または隅切りが設置されている交差点は設置しないものとして
いる。(基準第4-2-(2))
当該箇所は歩道が整備されているため設置しない。
なお、従道路側には一時停止の停止線があり、停止後、徐行しながら交差点内に侵
入するため一定の安全が確保されていると考えている。

【参考】 過去に寄せられた陳情の内容と同じ要望について

令和4年10月、令和6年10月に、磯辺一丁目自治会からカーブミラーの設置
要望を受けており、「千葉市道路反射鏡設置基準」に該当しないため、設置できな
いことを説明し了解を得ている。

陳情箇所位置図



陳情箇所周辺の安全対策について（【3】カーブミラー）

